最終更新日：2016年5月30日
株式会社トランザクション
代表取締役社長　石川　諭
問合せ先：03-5468-9033（総務部）
証券コード：7818
http://www.trans-action.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、健全で持続的な成長を実現すべく、株主、お客様、社員さらに社会に対して、経営の透明性、健全性、遵法性の確保に努めることが、コーポレート・ガバナンスの要諦であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

■補充原則 1-2(2)　株主による総会議案の十分な検討期間の確保、発送前開示
当社は、株主の皆様が十分な議案の検討時間を確保できるよう、株主総会招集通知の発送早期化が重要であると認識しております。一方で、情報の正確性を担保することも重要であることから、適切な監査時間を確保することにも配慮し招集通知の早期発送に努めてまいります。今後、取締役会決議等の諸手続き完了後においては、招集通知発送前に、招集通知に記載する情報を当社ホームページおよび東京証券取引所のウェブサイトで閲覧できるよう検討してまいります。

■補充原則 1-2(4)　議決権の電子行使を可能とするための環境作りと招集通知の英訳
今後当社は、当社の株主における機関投資家や海外投資家等の比率などの動向を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等についての有効性を検証するとともに導入を検討してまいります。

■原則3-1
(5)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
当社の社外取締役および社外監査役の選任理由は、本報告書Ⅱ.1.の【取締役関係】および【監査役関係】の「会社との関係(2)」に記載のとおりであり、株主総会招集通知参考書類および有価証券報告書において開示しております。今後は、全ての取締役・監査役の選任議案に係る株主総会招集通知参考書類への記載を検討してまいります。

■原則4-2　取締役会の役割・責務(2)
当社取締役会では、代表取締役から業務担当取締役に対し、日頃より変革・改革に繋がる提案、実行を促すなど、各取締役が将来の企業価値向上に向けリスクとのバランスに配慮したチャレンジを奨励する土壌作りを行ってまいりました。今後、取締役の報酬体系についてインセンティブなどを加えることによって、一段のレベルアップを図る予定であります。

■補充原則4-2(1)　中長期的な業績と連動する報酬の割合と適切な設定
現在、社外取締役を除く取締役の報酬は前年度の業績に基づいて決定した現金報酬のみですが、今後、自社株報酬によるインセンティブなど中長期的な業績と連動する報酬制度の検討を含め、短期の現金報酬と中長期の業績連動報酬を適切に組み合わせた報酬制度の設計について検討してまいります。

■原則4-8　独立社外取締役の有効な活用
当社は、監督機能強化や当社グループの経営に対する総合的な助言を得るため、取締役6名から独立役員の要件を満たす社外取締役を1名選任し、取締役会において当該取締役の独立かつ中立な立場での意見を踏まえた議論を可能にしております。今後、複数名の独立社外取締役設置を進めていきます。

■補充原則4-11(3)　取締役会全体の実効性における分析・評価の実施
当社は、取締役会の実効性の分析・評価およびその開示については行っておりませんが、取締役会は、十分な知識、経験、能力を有した独立社外取締役1名、独立社外監査役3名を含めて構成されており、期待される監督機能を果たす意見が述べられています。今後は、各取締役が自己の職務の遂行状況ならびに取締役会による経営監督の実効性および適正性についての自己評価を行い、取締役会が取締役会全体の実効性についての分析・評価を行うとともに、その結果の概要を開示していくことを検討してまいります。

■補充原則4-14(1)　取締役・監査役における役割と責務の理解
当社は、取締役および監査役は、その就任の際において、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得しているものと判断しております。また、社外取締役及び社外監査役へは、就任前、就任後必要に応じ事業内容等について説明を行う機会を設けております。しかしながら、その役割と責務をはじめ役員としての必須知識の取得、それ以降の知識の取得や更新は各自の判断での自己研鑽に委ねておりましたので、今後は、会社からトレーニングの機会の提供と斡旋を行うことを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

■原則1-4　政策保有株式に関する方針
当社は、政策保有株式を保有しておりませんが、取引関係や事業連携の強化など経営戦略の一環として効果が見込まれ、当社グループの中長期的な企業価値向上に資するものと判断した場合に限り、政策的に株式を保有することを基本的な方針としております。なお、議決権行使については、適切な対応を確保するために、議案毎に、保有先企業の中長期的な企業価値の向上、当社およびグループ会社の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断するものといたします。

■原則1-7　関連当事者間の取引に関する枠組み
当社は、取締役との取引、利益相反取引および競業取引については、取締役会規則に則り、取締役会の承認を要することとしております。ま

た、関連当事者との取引については、年に1回当社および連結子会社の取締役、監査役に対して個別に調査票を配付して関連当事者および取引の有無を確認しております。加えて、監査役会においても、年1回確認書において各取締役の状況を確認しております。
関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法等の関連する法令や東京証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

■原則3-1
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社グループの企業理念等は、本報告書V.2.(1)の「企業理念及び適時開示に係る基本方針」に記載のとおりです。また、経営戦略、経営計画については年2回の決算説明会資料を通じて開示しております。併せて、当社ホームページをご参照ください。
→ 企業理念 http://www.trans-action.co.jp/index.php?id=3
→ 決算説明会資料 http://www.trans-action.co.jp/ir/data4.php

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書I.1.の「基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社の取締役・監査役の報酬を決定する方針と手続きについては本報告書II.1.の【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
年齢、性別および国籍に関係なく、当社グループの企業価値の向上に資するために必要な専門知識、企業人としての経験や識見等を有しており、取締役として株主からの受託者責任を全うできる適任者を取締役・監査役候補者として選定しております。また、当該方針に基づき、取締役会において慎重に審議のうえ候補者を決定しております。

■補充原則4-1(1) 経営陣に対する委任の範囲の概要
当社は、取締役会において決議する事項については、法令・定款で定められているもののほか重要な業務執行の意思決定を行っており、その基準などは、取締役会規則において規定し経営に及ぼす重要度により取締役会付議報告基準に明記しております。
また、決裁権限規則において業務に伴い発生する事項の決裁権限を定めています。

■原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
独立社外取締役候補者の選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準に合致している候補者を選任しております。

■補充原則4-11(1) 取締役会全体の知識・経験・能力バランス等に関する考え方
当社は、定款により、取締役の員数を10名以内、任期を1年と定めております。取締役会は、幅広い知見・経験を有するメンバーで構成するとともに、効率的なグループ経営の推進を行うため、原則として、グループ主要子会社の代表取締役が当社の取締役を兼ねる体制としております。また、監督機能の強化や当社グループの経営に対する総合的な助言を得るため、独立役員4名を選任しております。

■補充原則4-11(2) 取締役・監査役の兼任状況
当社は、取締役・監査役候補者および取締役・監査役の重要な兼職の状況を、事業報告および株主総会招集通知参考書類ならびに有価証券報告書等を通じて、毎年開示を行っております。

■補充原則4-14(2) 取締役・監査役のトレーニングの方針
当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役がその役割と責務を果たすために、会社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、上場会社の役員として期待される役割・責務、関連法令およびコンプライアンスに関する知識を習得する機会、および必要に応じ継続的に更新するトレーニングの機会の提供・斡旋を行うこととします。また、社外取締役・監査役就任時には、当社グループの事業内容、組織体制等の説明を行うとともに必要に応じ情報提供を行います。

■原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、持続的な成長と企業価値向上のためには、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備が重要と考え、株主・投資家への対応として経営企画部がIR担当実務を行っております。加えて、株主については総務部も対応窓口としております。
経営企画部および総務部が直接の窓口となり、管理部門担当取締役が実務を統括しております。
経営企画部および総務部は、株主・投資家との充実した会話を可能とするために、定期的に情報収集、意見交換を行っており、開示資料作成においても連携し、代表取締役を交えて内容の検討を行っております。
また、グループ全社による経営会議等を通じ、グループ会社と事業の状況および決算などの開示・説明について、各々の専門的見地に基づいた情報の収集や意見交換などの連携を行っております。
株主・投資家に対しては、年2回の決算説明会のほか、株主通信や当社ホームページによる情報開示、投資家からの電話取材などへの対応により、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう活動しております。
当社は、株主・投資家との対話において話題となった事項、意見などIRの結果について随時経営陣幹部に報告しております。
また、株主・投資家の実質的な平等性を確保すべく、公平な情報開示につとめることとし、当社に関する重要情報については、適時かつ公平に開示し、一部の株主・投資家に対してのみ提供することがないよう情報管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
石川 諭	5,214,500	40.22
石川 葵	1,032,000	7.96
石川 新	1,032,000	7.96
石川 智香子	552,000	4.25

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	545,500	4.20
株式会社日本政策投資銀行	386,200	2.97
トランザクショングループ社員持株会	350,200	2.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口・75698口)	307,100	2.36
日本生命保険相互会社	279,100	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	102,500	0.79

支配株主(親会社を除く)の有無	石川　諭
親会社の有無	なし

補足説明

特記事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である代表取締役社長石川諭は、本人と近親者の有する当社株式に係る議決権の合計が、当社の議決権の過半数を占めており、支配株主に該当します。

当社においては、支配株主との間で取引が発生するような場合には、その取引金額の多寡にかかわらず、取締役会において取引内容、取引条件の公正性・妥当性を審議の上、その決議をもって適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古田　利雄	弁護士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田　利雄	○	特記事項はありません。	弁護士として培われた専門的な知識・経験等を当社のコーポレート・ガバナンスの強化に反映していただくため、社外取締役として選任しております。 また、同氏は当社の法律顧問先の代表弁護士でありますが、当社が支払う顧問報酬は、当社及び同事務所それぞれ年間売上高比、僅少であり、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しているものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見および情報の交換を行っております。
また、内部監査計画、内部監査結果および業務改善に関する提案事項等については、内部監査部門から定期的に監査役に報告がなされており、相互に緊密な連携が保たれております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐々木　稔郎	他の会社の出身者													
富田　直也	公認会計士													
金田　政則	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木　稔郎	○	特記事項はありません。	他社での経営者及び監査役としての豊富な経験・見識等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、他の会社の出身者であり、当社との特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しているものであります。
富田　直也	○	特記事項はありません。	公認会計士及び税理士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、当社との特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないこと

			から、独立役員に指定しているものであります。
金田　政則	○	特記事項はありません。	銀行員及び企業経営者として、これまでの経歴で培われた豊富な経験・知見等を、当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。 また、他の会社の出身者であり、当社との特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員に指定しているものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、無償発行による新株予約権に加え、中長期的な業容の拡大及び企業価値の増大を目指すため、中期的な業績向上へのインセンティブとして、3ヵ年の当社連結営業利益額を設定しこれらを行使条件とする有償発行による新株予約権の割当を行っています。各取締役に対しては、各々の実績・期待値に応じた新株予約権個数としております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

現在の無償発行による新株予約権の対象は、社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役及び従業員であります。また、平成28年１月の有償発行による新株予約権については、当社取締役及び従業員、当社子会社の取締役及び従業員を対象としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成27年８月期における役員報酬の内容は、次のとおりであります。
取締役　６名　80,985千円（うち　社外１名　2,700千円）
監査役　３名　13,200千円（うち　社外３名　13,200千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針については、株主総会において決議いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役報酬等は会社の業績・個人の貢献度を勘案して決定され、監査役報酬等は監査役会で決定されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポート体制は、総務部が担当しており、取締役会の事前通知、資料提供等を行い、取締役会での審議および決議の円滑かつ実効性ある運営に努めております。また、その他の必要な報告・連絡につきましては、常勤監査役および総務部が適宜実施し、情報格差の発生を回避しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役会設置会社制を採用しており、取締役会と監査役会により業務執行の監督および監査を行っております。当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制に係る機関・機能は以下のとおりであります。

（1）取締役会
　当社の取締役会は取締役6名（うち社外取締役1名）で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

（2）監査役会
　会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名（全員社外監査役）で構成されており、毎月1回の定例監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会が開催され、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の監査を行っております。社外監査役のうち2名の非常勤監査役は、それぞれ公認会計士、銀行員及び企業経営者としての経験、専門知識や知見に基づき、経営監視を実施することとしております。
　監査役は、株主総会、取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、監査役監査を実施し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。また、会計監査人や内部監査室とも連携を取っており、実行性のある監査活動に取り組んでおります。

（3）経営会議
　経営会議は、当社の取締役（常勤）及び常勤監査役並びに子会社の社長、グループ会社の本部長・部室長で構成しており、毎月1回開催し、当社グループの経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社グループの業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

（4）内部監査
　内部監査は、内部監査室が担当し、その人員は1名ですが、内部監査規則に基づき必要に応じて、社内の適任者による支援可能な体制が確立しております。監査区分を業務監査・会計監査とし、社長承認を得た年度監査計画書に基づき、本社各部署及び子会社の各部門・営業拠点につき原則年1回以上実地監査を実施しております。

（5）会計監査の状況
　会計監査につきましては、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した公正な立場から会計に関する監査を受ける体制を確保しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　上記のとおり、当社は監査役会設置会社制を採用しており、取締役会と監査役会を中心としたコーポレートガバナンス体制を構成しております。現在、社外取締役1名に加え監査役全員が社外監査役であることから、経営の監視の面では十分に機能する体制が整っていると考えております。
　また、事業年度毎の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築することができるよう、取締役の任期を1年としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において、株主が積極的に株主総会の議案について権利行使していただくことは、株式会社制度の根幹をなすものであるとの認識のもと、当社においては、株主の利便性を考慮に入れ、出席しやすい場所を確保したいと考えております。 また、株主総会において、映像とナレーションを活用した事業報告を行うなど、株主総会の活性化のための取り組みを実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	＜投資家説明会実施概要＞ 実施時期　毎年4月、10月前後 説明者　代表取締役社長 実施内容　（1）決算の概要および業績の予想 （2）事業内容とビジネスモデル （3）今後の成長戦略　など 参加者　機関投資家、アナリスト、マスコミ関係者など	あり
IR資料のホームページ掲載	＜IRに関するURL＞ http://www.trans-action.co.jp/ir/ ＜ホームページに掲載している投資家向け情報＞ 決算情報、決算情報以外の適時開示資料・PR情報、 有価証券報告書・四半期報告書、株主通信、 決算説明会資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	＜IR担当役員＞ 取締役　北山　善也 ＜IR担当部署＞ 経営企画部 ＜IR事務連絡責任者＞ 経営企画部　中島　英之	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス基本方針」において「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示し、透明性のある経営に努める。」と規定し、あらゆるステークホルダーに対する取り組みについて定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制については、その4つの目的（業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全）の達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスであるとの認識の下に、業務の適正を確保するための体制等の整備について、平成27年6月22日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり決定しております。

（1）当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・ グループ各社は、職務権限及び業務分掌を明確に定め、組織間・組織内において健全なけん制機能が作用する体制とする。
・ 当社グループは、コンプライアンスに関する基本方針、さらに取締役及び使用人の行動規範として「コンプライアンス管理規則」を定め、法令遵守があらゆる企業活動の基本であることを周知徹底する。
・ 当社グループは、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等を審議するコンプライアンス・リスク管理委員会を設置、運営することとし、必要に応じて取締役及び使用人に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
・ 当社グループは、コンプライアンス上の問題を自浄作用により、早期に発見・是正するための通報制度として、総務部を窓口とする「コンプライアンス相談窓口」を設置するとともに、当社顧問弁護士を通報窓口とする「コンプライアンス・ヘルプライン」を設置する。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・ 取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報は「文書管理規則」に基づいて、適正に管理・保存する。取締役及び監査役は、常時これらの情報を閲覧できるものとする。

（3）当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・ 当社グループは、業務遂行から生じる様々なリスクへの管理・対応を定めた「リスク管理規則」を制定し、経営の安全性を確保しつつ、あわせて企業価値の増大を追求する。
・ 当社グループは、経営・業務に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した場合には、「危機管理規則」に基づき、対策本部等が危機事態を収拾する。

（4）当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・ 「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、グループ各社の経営計画と諸施策、その進捗状況、さらに事業運営にあたっての重要事項等を報告・審議する機関として、取締役（常勤）及び常勤監査役、並びに子会社の社長、グループ各社の本部長・部室長が出席する経営会議を毎月１回開催する。
・ グループ各社は、それぞれの事業環境を踏まえた中期経営計画、各年度予算を策定し、それぞれの達成すべき目標・課題を明らかにする。

（5）当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
・ 当社は、「子会社管理規則」に基づき、当社グループ全体の業務の適正と効率性の確保・向上に努めるとともに、親会社として適切な指導・監督を行う。
・ 当社グループ全体のコンプライアンス管理を統括する部門を総務部、リスク管理を統括する部門を経営企画部とし、グループ各社においてこれらに係る適切な諸施策を実施するとともに、グループ各社への必要な指導・支援を行う。
・ 内部監査室は「内部監査規則」に基づき、グループ各社の内部監査を行い、その結果を直ちに取締役社長に報告する。あわせて、取締役会及び監査役会あて報告チャンネルが担保されている。

（6）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及びその使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、監査役の業務補助のため監査役スタッフを配置し、その人事については監査役の同意を得ることとする。当面は、必要に応じて内部監査室スタッフが監査役から監査業務に係る事項の命令を受け、監査役の業務補助を行うものとする。なお、監査役の命令に従事する際は、その内部監査室スタッフは監査役の指揮下にあって、取締役からの独立性を保持する。

（7）当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・ 監査役は取締役会、経営会議等の経営上重要な会議に出席し、決定事項及び当社グループにとって重要な事項の報告を受ける。
・ 取締役及び使用人はグループ各社に重大な影響を及ぼす事項が発生、または発生の恐れがある時、役職員による違法または不正な行為を発見した時、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じた時は、速やかにその内容を監査役に報告するものとする。
・ 当社グループは、監査役へ報告した者に対して、その報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

（8）当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

（9）その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・ グループ各社の取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深め、その実効性を確保すべく、監査役監査の環境整備に努める。
・ 監査役は当社の代表取締役と定期的に意見交換を行うとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を図り、適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「コンプライアンス基本方針」において「反社会的勢力の排除」を基本方針として掲げており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、これを断固として排除いたします。この方針に基づき、当社グループでは当社総務部に審査・法務課を設置し、営業取引先・仕入先・業務委託先・管理部門購買先に関する反社会的勢力のチェックを実施し、反社会的勢力との取引防止に万全を期しております。

また、当社は社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、警察等関係機関との緊密な連携体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特記事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

＜適時開示体制の概要＞
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

(1)企業理念及び適時開示に係る基本方針
当社グループは、雑貨の製造・販売を基盤として、企画・デザイン・印刷・アッセンブリー等のサービスを提供しております。その性質上、当社グループの事業は経済・社会と密接なつながりを持ち、当社に課せられた社会的責任を遂行するに当たっては、顧客をはじめ株主・投資家及び社会全般からの信頼が不可欠であると考えております。
こうした認識のもと、当社は企業理念として
- モノづくりを通し地球環境に配慮した製品を提供することにより社会貢献を行う
- 「デザイン」「品質」「価格」に魅力ある製品を提供し豊かな生活文化に貢献する
- 国際感覚を持ち既成概念にとらわれることなく新たな創造を続ける

を掲げ、当社グループの社会的役割を役員・社員が十分認識するとともに、入社式や社内研修、会議の場を通じ、常に共有を高めるよう努めております。
当社グループは、企業活動を行っていく上で、会社及び役員、社員が遵守すべき行動規範である「コンプライアンス基本方針」により、ステークホルダーへの情報公開にかかる方針として「取引先、社員、株主等に対して、企業情報を適時に公正に開示をし、透明性のある経営に努める。」ことを定めております。この方針に基づき、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むこととしております。

(2)適時開示に係る社内体制の状況
当社の適時開示に係る社内体制は、代表取締役社長を最高責任者、経営企画部担当取締役を情報管理責任者、経営企画部を情報管理統括部門として、以下のとおり「情報収集」「分析・判断」「公表手続き」の手順及び「教育」の体制をとっております。
1)情報収集
グループ内の各部門(当社各部室・子会社各社)に分散する種類・特性の異なる情報を迅速かつ網羅的に収集するため、当社内では各部室長を、子会社各社においては社長、本部長・部室長を情報管理担当者として選任し、情報管理担当者は、適時開示規則及び関連法令等により情報開示の検討を要すると判断した自部門の情報を情報管理統括部門に報告する体制としております。
また、情報管理統括部門は、子会社管理業務を通じて、必要に応じて子会社各社で開催される会議にオブザーバーとして出席し、子会社各社に関する情報の精度・鮮度の向上を図っております。
2)分析・判断
当社各部門及び子会社各社から情報管理統括部門に集約された情報は、情報管理責任者を通じて最高責任者に報告されたのち、最高責任者及び情報管理責任者は、適時開示規則及び関連法令等に基づく重要事実に該当するか、また、投資家にとっての有用性を考慮した任意開示の必要性を含めて、情報開示の適時性・適法性・正確性が確保されるよう協議します。
最高責任者は、前記の協議を経て、適時開示の要否、開示内容及び時期・方法を決定します。
3)公表手続き
情報管理責任者は、最高責任者による開示の実施の決定に基づき、金融商品取引所を通じて適時開示情報の開示を行うとともに、前記により開示した情報を、ホームページ及び決定した方法により公表します。
4)教育
会社情報の管理及び適時開示に関する社内教育は、情報管理責任者の指示により、情報管理統括部門の責任者が実施します。
また、社内教育は、企業理念・インサイダー取引管理規則をイントラネットに掲示するほか、子会社各社を含めた役員・社員に対して教育研修を実施し、各種情報の管理及び漏洩、不正使用の防止、適時開示の体制・手順に関するルールの周知徹底を図っております。

(3)適時開示に係るモニタリング
当社では、業務運営の状況を監視するモニタリングは内部監査室による内部監査により行われ、会社情報の適時開示については、業務監査、遵法性の監査の観点から、適時開示規則及び関連法令等、インサイダー取引管理規則に基づいた適時・適法・正確な開示が行われているか監査されております。
内部監査の結果は、監査報告書として取締役社長に報告のうえ被監査部門(経営企画部)の責任者に通知され、取締役会、監査役会へ報告されます。
被監査部門の責任者は、監査報告書による指摘事項等について、内部監査規則に定められた方法により回答書を作成し、監査責任者に提出し、監査責任者は、提出された回答書をとりまとめ、取締役社長に報告しております。
また、監査責任者は、指摘等の対応状況につき適時、調査・確認し、この結果については適時とりまとめ、取締役社長に報告しております。

(4)適時開示に係る情報の取扱いおよびインサイダー取引の管理
当社では、インサイダー取引管理規則において重要事実の取扱いを定め、インサイダー取引の未然防止を徹底しております。適時開示に係る重要事実については、情報管理の徹底及び不正使用を厳禁するとともに、当該事実が未公表の重要事実に該当すると判断される場合には、当該情報が公表されるまで当社株式等の売買を禁止しております。

コーポレート・ガバナンス及び内部統制体制図

